

所管事項調査に関する資料

- 1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌・・・・・・・・・・ 1～2 ページ
- 2 補職者及び職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 3 事業の概要
 - (1) 被爆者等の動向について・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ
 - (2) 原爆症認定申請状況について・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - (3) 各種手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - (4) 原爆・平和関連施設の入館状況について・・・・ 8 ページ

原爆被爆対策部

令和2年6月



1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌

原爆被爆対策部
部長 中川 正仁

調査課

次長兼課長
林 尚之
課長補佐
伊福 伸弘

総務係

係長 川端 亜由美

拡大地域支援係

係長 松本 博良

援護係

係長 安田 和伸

援護課

課長
光武 恒人

医療認定係

係長 数 学文

- 1 部の統括に関する事。
- 2 原子爆弾被爆者対策の企画に関する事。
- 3 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典等に関する事。
- 4 原子爆弾被爆者の調査に関する事。
- 5 原子爆弾死没者台帳に関する事。
- 6 原爆殉難者無縁遺骨に関する事。
- 7 在外被爆者支援事業に関する事。
- 8 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)に関する事。
- 9 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)に関する事。
- 10 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターに関する事。
- 11 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)に関する事。
- 12 原子爆弾被爆者に係る諸団体に関する事。
- 13 部の所管(原爆資料館を除く。)に係る予算の経理に関する事。
- 14 部内事務の連絡調整に関する事。

- 1 被爆体験者精神医療受給者証に関する事。
- 2 被爆体験者の医療費に関する事。
- 3 被爆体験者精神医療受給者証交付台帳に関する事。
- 4 第二種健康診断受診者証に関する事。
- 5 第二種健康診断受診者の健康診断に関する事。
- 6 原子爆弾放射線影響研究会に関する事。
- 7 被爆体験者精神医療受給者証審査会に関する事。
- 8 第二種健康診断特例区域に関する事業検討審議会に関する事。

- 1 原爆諸手当及び葬祭料に関する事。
- 2 原子爆弾被爆者健康管理手当等支給認定審査会に関する事。
- 3 介護保険等利用被爆者助成に関する事。
- 4 原爆症認定申請の進達に関する事。
- 5 法外援護に関する事。
- 6 原爆被爆者の保健相談等に関する事。
- 7 特別事業に関する事。
- 8 原爆養護ホームの入所及びショートステイの利用に関する事。
- 9 原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定審査会に関する事。

- 1 被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証に関する事。
- 2 医療機関及び医療費等に関する事。
- 3 被爆者台帳及び第一種健康診断受診者証交付台帳の管理に関する事。
- 4 原爆被爆者等の健康診断に関する事。

原爆資料館

館長 篠崎 桂子

(長崎平和推進協会派遣)

原爆資料館付
坂口 真一

平和推進課付
山田 布美乃

平和推進課

課長 松尾 美香
係長 豊 美弥子
係長 貞包 教雄

被爆継承課

次長兼課長 前田 一郎
係長 葉山 隆俊

- 1 平和アピールの推進に関する事。
- 2 平和に関する諸問題の調査研究に関する事。
- 3 国内外からの要人の接遇に関する事(平和推進課の所管に係るものに限る。)
- 4 長崎原爆資料館運営審議会に関する事。
- 5 平和宣言文起草委員会に関する事。
- 6 原爆資料館の所管に係る予算の経理に関する事。
- 7 平和会館及び永井隆記念館に関する事。
- 8 原爆資料館内事務の連絡調整に関する事。
- 9 (公財)長崎平和推進協会との連絡調整に関する事。
- 10 ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会に関する事。
- 11 平和首長会議に関する事。
- 12 日本非核宣言自治体協議会に関する事。
- 13 核兵器廃絶長崎連絡協議会に関する事。

- 1 原子爆弾による被災に関する資料の調査・収集、保存及び公開に関する事。
- 2 被爆建造物等保存整備事業に関する事。
- 3 長崎市原子爆弾被災資料審議会に関する事。
- 4 長崎原爆遺跡調査検討委員会に関する事。
- 5 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎に関する事。
- 6 県外原爆展に関する事。
- 7 青少年ピースボランティア育成に関する事。
- 8 青少年ピースフォーラムに関する事。
- 9 青少年平和交流事業に関する事。
- 10 「語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)」推進事業に関する事。
- 11 世界平和祈念行事実行委員会に関する事。
- 12 平和の灯実行委員会に関する事。
- 13 収蔵資料インターネット公開に関する事。
- 14 平和情報ポータルサイト「長崎原爆の記憶」に関する事。

2 補職者及び職員数

(令和2年6月1日現在)

原爆被爆対策部

職員数 48人

(補職者 16人) ※補職者数は係長級以上の数

部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人
調査課 13人 (補職者 4人)	次長兼課長	1人
	課長補佐	1人
	係長	2人
	主任	1人
	主事	4人
	職員	4人
厚生労働省派遣	(主事級)	1人
援護課 12人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	主任	1人
	主事	2人
	職員	5人
	再任用職員	1人
原爆資料館	館長	1人
平和推進課 8人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	主任	1人
	専門官	1人
	職員	3人
外務省派遣	(主事級)	1人
被爆継承課 8人 (補職者 2人)	次長兼課長	1人
	係長	1人
	主事	4人
	職員	2人
平和推進協会派遣 3人 (補職者 2人)	次長 (課長級)	1人
	課長 (係長級)	1人
	課長補佐 (主事級)	1人

3 事業の概要

(1) 被爆者等の動向について

ア 被爆者数の推移

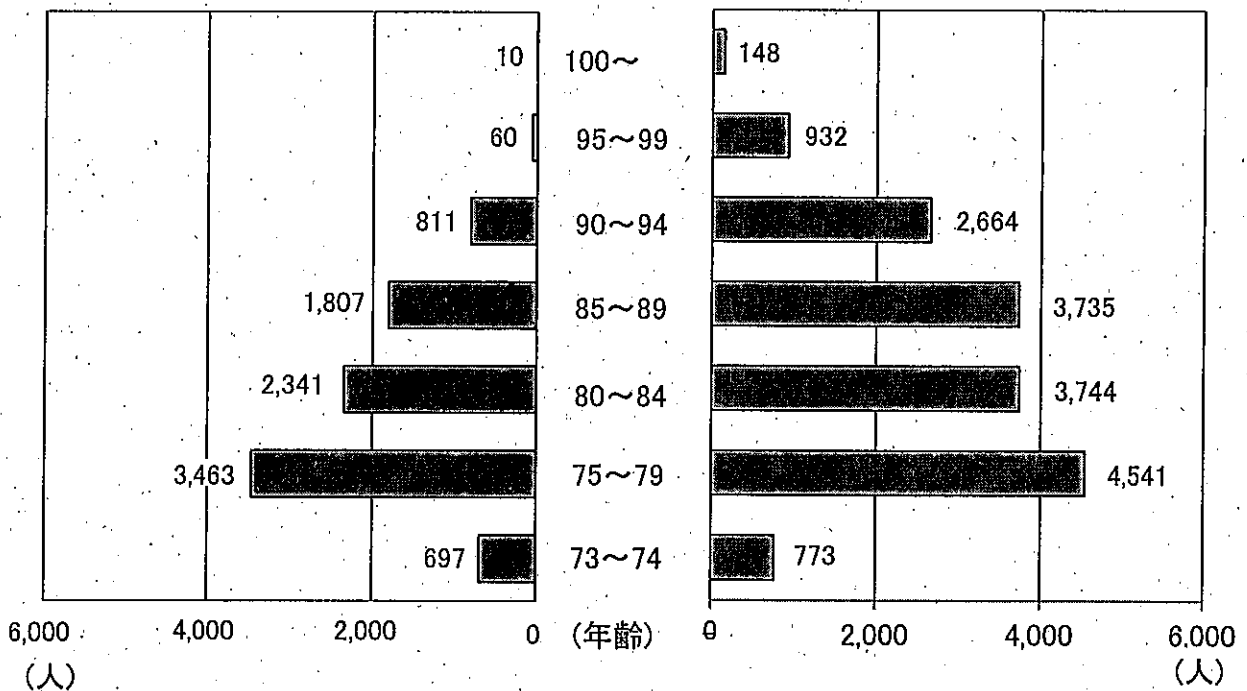
(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆者健康手帳 所持者数	増				減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等	計a	死亡	転出	計b	
27	32,547	3	105	2	110	1,618	144	1,762	△ 1,652
28	30,813	4	79	2	85	1,670	149	1,819	△ 1,734
29	29,064	4	96	3	103	1,723	129	1,852	△ 1,749
30	27,405	7	88	0	95	1,591	163	1,754	△ 1,659
元	25,726	15	70	0	85	1,640	124	1,764	△ 1,679

イ 被爆者の状況

(令和2年3月31日現在)

男性	計	女性
9,189人 (35.7%)	25,726人	16,537人 (64.3%)
平均年齢 81.34歳	83.00歳	83.91歳



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
27	8	0	0	0	0	0	2	2	△ 2
28	6	0	0	0	0	0	2	2	△ 2
29	4	0	1	1	0	0	3	3	△ 2
30	4	0	0	0	0	0	0	0	0
元	5	1	0	1	0	0	0	0	1

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
27	6,226	3	8	11	217	19	0	236	△ 225
28	5,960	0	3	3	246	23	0	269	△ 266
29	5,725	1	6	7	228	14	0	242	△ 235
30	5,483	2	8	10	232	20	0	252	△ 242
元	5,244	3	7	10	238	8	3	249	△ 239

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
27	5,351	25	3	28	177	17	25	219	△ 191
28	5,134	17	1	18	205	14	16	235	△ 217
29	4,919	14	2	16	200	12	19	231	△ 215
30	4,713	11	3	14	197	14	9	220	△ 206
元	4,514	15	3	18	204	6	7	217	△ 199

※「その他」欄は、証書の返還等の件数

(2) 原爆症認定申請状況について

ア 原爆症の認定（厚生労働大臣の認定）

認定要件 ① 病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるものであること
 （または治療能力が放射能の影響を受けていること）

② 現に治療を要する状態にあること

認定された場合 ① 認定疾病の治療費は全額国費負担

② 医療特別手当（月額142,170円）の支給

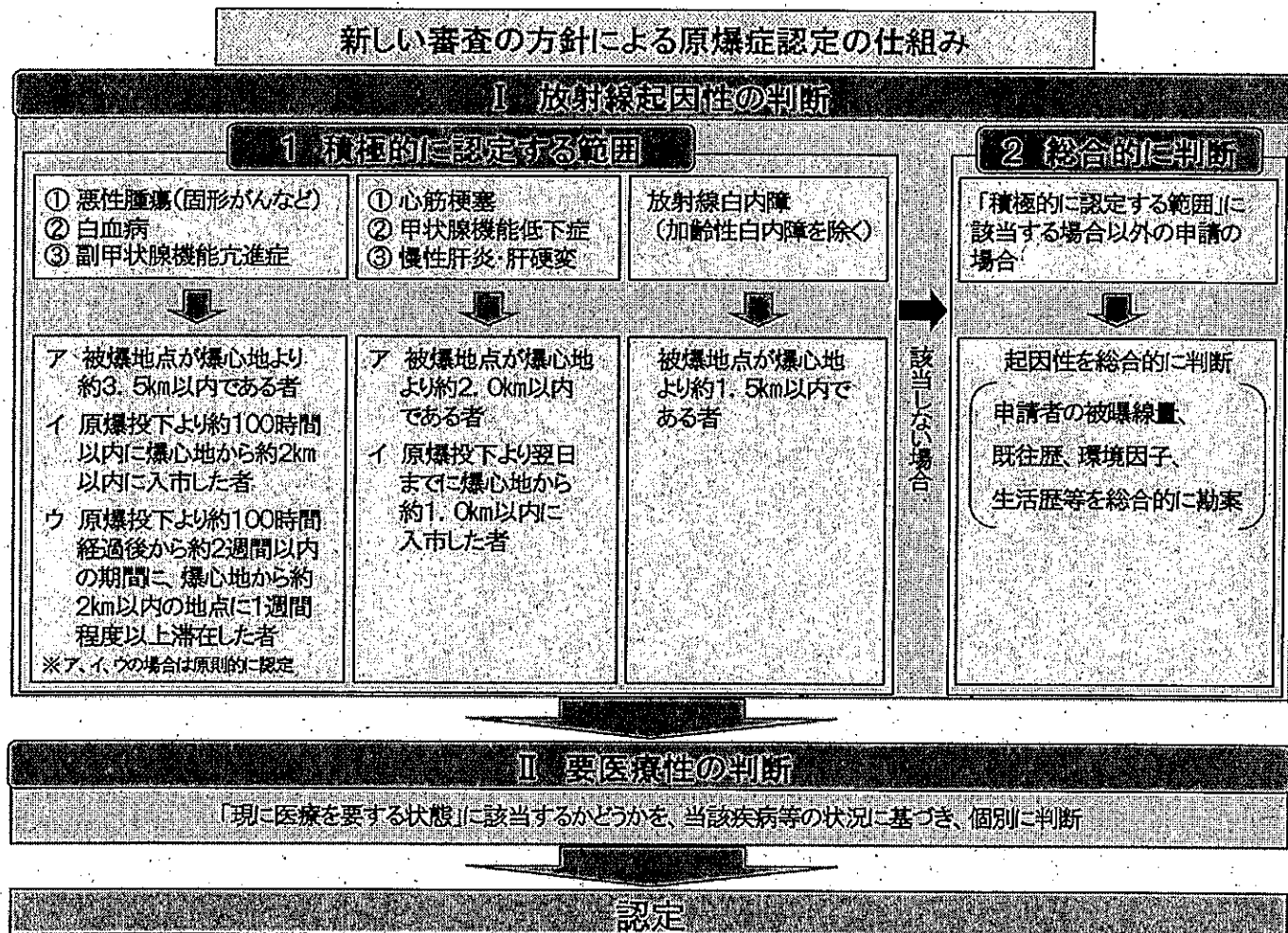
イ 長崎市の原爆症認定申請状況

（各年度末現在 単位：件）

年度	申請	認定	却下	取下等	審査中	認定率	認定被爆者
H27	353	220	133	-	-	62.3%	1,555人
H28	268	175	93	-	-	65.3%	1,498人
H29	277	197	80	-	-	71.1%	1,357人
H30	256	184	72	-	-	71.9%	1,308人
R元	199	109	37	1	52	74.1%	1,256人

※認定率は、申請件数から審査中の件数を除いたものに対する認定件数の割合

ウ 改正された「新しい審査の方針」（平成25年12月16日改正）



(3) 各種手当等について

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		令和2年度 金 額	
医療特別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人		月額 142,170円	
特別手 当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人		月額 52,500円	
原子爆 弾 小頭症手 当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人		月額 48,930円	
健 康 管 理 手 当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造 血 機 能 障 害 2. 肝 臓 機 能 障 害 3. 細 胞 増 殖 機 能 障 害 4. 内 分 泌 腺 機 能 障 害 5. 脳 血 管 障 害 6. 循 環 器 機 能 障 害 7. 腎 臓 機 能 障 害 8. 水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害 9. 呼 吸 器 機 能 障 害 10. 運 動 器 機 能 障 害 11. 潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害		月額 34,970円	
保 健 手 当	爆心地から2 キロメートル 以内で直接被 爆した人及び 被爆当時その 人の胎児であ った人	左に該当する人のうち、次(ア)又は (イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障 害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいな い70歳以上の人であって、その 人と同居している人がいない人	月額 34,970円	
		上記(ア)、(イ)のいずれにも該当し ない人	月額 17,540円	
介 護 手 当	省令で定める 範囲の精神上 又は身体上の 障害により介 護を要する状 態であって、 かつ、実際に 介護を受けて いる人	費用を支出して介護を受けたとき 【費用介護】 (介護保険利用の場合の対象サービ スは訪問介護・夜間対応型訪問介護・ 訪問型サービス(第1号訪問事業))	重度	月額 105,560円以内 (下限額 22,320円)
			中度	月額 70,360円以内
		重度障害で費用を支出しないで家族 等に介護を受けているとき 【家族介護】	月額 22,320円	
葬 祭 料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人(死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合を除く)		209,000円	

(4) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	修学旅行生 (再掲)
	大人	小人	計			
H29	351,982	259,412	611,394	93,920	705,314	218,221
H30	338,629	250,511	589,140	89,207	678,347	210,446
R元	336,266	245,018	581,284	111,363	692,647	207,003

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	高校生以下 (再掲)
	個人	団体	計			
H29	8,818	4,638	13,456	115,815	129,271	99,916
H30	8,156	4,609	12,765	119,395	132,160	103,718
R元	6,896	2,685	9,581	111,245	120,826	96,805

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部 跡(立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
H29	13,318	3,102	31,684	45,940	94,044
H30	12,638	2,928	30,385	50,813	96,764
R元	11,539	2,392	28,080	50,847	92,858